

長野県訓令第13号

本 庁 内 部 部 局 現 地 機 関 労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程(平成元年長野県訓令第6号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和6年12月16日

長野県知事 阿 部 守 一

第9条に次の1項を加える。

3 所属長は、安全衛生推進者を選任したときは、速やかに安全衛生推進者の氏名、職名、選任年月日を総括安全衛生管理者及び主任 安全衛生管理者に報告しなければならない。

第9条の次に次の2条を加える。

(化学物質管理者)

- 第9条の2 労働安全衛生規則第12条の5の規定により選任を必要とする本庁及び現地機関に化学物質管理者を置く。
- 2 前項の化学物質管理者は、所属長が所属職員のうちから選任する。
- 3 化学物質管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び同法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。
- (2) リスクアセスメント (労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)の実施に関すること。
- (3) リスクアセスメントの結果等に基づき講ずる措置の内容及びその実施に関すること。
- (4) リスクアセスメント対象物 (労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。) を原因とする 労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- (5) リスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
- (6) リスクアセスメントの結果等に基づき講じた措置の状況等の記録作成及び保存並びにその周知に関すること。
- (7) 第1号から第4号までに掲げる事項の管理を実施するに当たつての職員に対する必要な教育に関すること。
- 4 前条第3項の規定は、化学物質管理者の選任について準用する。

(保護具着用管理責任者)

- 第9条の3 労働安全衛生規則第12条の6の規定により選任を必要とする本庁及び現地機関に保護具着用管理責任者を置く。
- 2 前項の保護具着用管理責任者は、所属長が所属職員のうちから選任する。
- 3 保護具着用管理責任者は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 保護具の適正な選択に関すること。
 - (2) 職員の保護具の適正な使用に関すること。
 - (3) 保護具の保守管理に関すること。
- 4 第9条第3項の規定は、保護具着用管理責任者の選任について準用する。

第11条に次の1項を加える。

4 所属長は、作業主任者を選任したときは、速やかに安全衛生推進者等報告書(様式第2号の2)により総括安全衛生管理者及び主任安全衛生管理者に報告しなければならない。

別表第1中

特殊健康診断

		DT作業健康診断	腰痛健康診断 と畜検査業務健康診断				
Г					_		
,	特殊健康診断	有機溶剤健康診断 DT作業健康診断	特定化学物質健康診断 石綿健康診断 腰痛健康診断 と畜検査業務健康診断	電離放射線健康診断 V] 		
	その他健康管理上必要と認める健康	リスクアセスメント対象物健康診断					

| 有機溶剤健康診断 特定化学物質健康診断 石綿健康診断 電離放射線健康診断 V |

改める。

診断

様式第2号の次に次のように加える。

(様式第2号の2) (第11条関係)

作業主任者選任報告書

年 月 日

総括安全衛生管理者 様主任安全衛生管理者 様

所属長

職員安全衛生管理規程第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

所 属	名					
選任年月	日		年	月	日	
職	名					
氏	名					
作業区	分	労働安全衛生法施行	亏令第 6	条第()	号該当	
資格:	名					
	得日	年	月	日		
作業設備の要	概等					

(注) 「作業設備の概要等」の欄は、設備の規模及び作業量について記載すること。

職員課